

## 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案について

## 1 職業訓練基準及び職業訓練指導員試験の概要

国及び都道府県等が行う公共職業訓練には、職業訓練の水準の維持向上のため一定の職業訓練基準が定められており、訓練を行うにあたってはこれに従うものとされている（職業能力開発促進法第19条）。この基準は職業訓練の訓練課程（別添1の6つの課程が設けられている。）ごとに定められており、このうち、主要な産業分野に係る公共職業訓練については、標準的な訓練内容を訓練科ごとに定められている（同法施行規則別表第2から第7まで）。

また、普通職業訓練を担当する者は、一部例外を除き、原則として訓練科に対応する職業訓練指導員免許を受けたものでなければならないとされ（職業訓練指導員制度は別添2を参照）、一定の要件を満たす者が申請することにより、各都道府県知事より職業訓練指導員免許が交付される。この要件の一つに、職業訓練指導員試験に合格したものとあり、この職業訓練指導員試験は各都道府県が自治事務として実施している。しかし、職業訓練指導員免許は都道府県の区域を越えて全国的に通用する資格であり、この職業訓練指導員試験の実施にあたっては全国的に同一水準が保たれる必要があるので、国がその試験科目等の一定の基準を定めている。

## 2 改正の趣旨

職業能力開発促進法規則別表第2（普通課程の普通職業訓練）の内容には、近年のIT技術を中心とする産業技術の向上や、これに伴う企業が求める人材の技能・知識の変化との乖離が見られる部分があることから、平成19年度より分野ごとに標準的な訓練内容の見直しを行ってきたところである。本年度においては、ビジネス関連分野及びデザイン関連分野について見直しを行うこととし、専門調査員による検討の結果を踏まえ、所要の改正を行うものである。

また、職業能力開発促進法規則別表第11について、同法規則別表第2の改正に合わせて、専門調査員による検討の結果を踏まえ、所要の改正を行うものである。

さらに、2020年までに1990年比で25%の温室効果ガスの削減を目標（従前の京都議定書による目標では6%）とする地球温暖化対策基本法案が平成22年3月12日に閣議決定され、また、太陽光発電やコージェネレーションシステム（発電時の排熱等の従前は利用されなかったエ

エネルギーを再利用してエネルギー効率を高める機構)等の技術進歩により、企業の環境関連技術やエネルギーの効率的な利用に関する技術を持つ人材への関心が高まっていることから、電気エネルギー制御技術分野において、これらと既存の技術・技能を融合して発展的なシステムを構築する高度な技術・技能を持つ人材の育成を行う訓練科の新設を、専門調査員による検討の結果を踏まえて行うものである。

### 3 改正の内容

(1) 職業能力開発促進法施行規則別表(以下「規則別表」という。)第2の以下ア～オを改正し、教科、訓練時間及び設備を近年の社会情勢及び産業技術の動向を踏まえたものとする。

ア 印刷・製本系の製版科、印刷科及び製本科

イ デザイン系の広告美術科、工業デザイン科及び商業デザイン科

ウ オフィスビジネス系の電話交換科、経理事務科、一般事務科、OA事務科及び貿易事務科

エ 流通ビジネス系のショップマネジメント科及び流通マネジメント科

オ 接客サービス系のホテル・旅館・レストラン科及び観光ビジネス科

(2) 規則別表第6の電気・電子システム系に電気エネルギー制御科を新たに追加する。

(3) 規則別表第7の生産システム技術系に生産電気システム技術科を新たに追加する。

(4) 規則別表第11の以下ア～ウを改正し、学科試験の科目を必要に応じて(1)の改正に合わせたものとする。

ア 製版・印刷科

イ 広告美術科

ウ デザイン科

### 4 公布・施行期日

(1) 公布日 平成23年3月31日(予定)

(2) 施行期日 平成23年4月1日(予定)

# 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案について

## 職業能力開発促進法第19条

公共職業能力開発施設における普通職業訓練又は高度職業訓練は厚生労働省令で定める基準に従うこととしている。

## 職業能力開発促進法第28条

普通職業訓練は厚生労働省で定める職種ごとに免許等が必要。

職業能力開発促進法  
施行規則第10条  
普通課程の普通職業訓練

職業能力開発促進法  
施行規則第12条  
専門課程の高度職業訓練

職業能力開発促進法  
施行規則第14条  
応用課程の高度職業訓練

職業能力開発促進法  
施行規則第37条  
免許の職種(種類)等

このうち、主要な産業分野に関しては規則別表にて、訓練科ごとに標準的な訓練内容等を規定。

規則別表第2

規則別表第6

規則別表第7

免許の種類と担当できる訓練  
科の対応、職業訓練指導員  
試験の科目を規定。

規則別表第11

一部に近年の産業技術・産業動向等との隔たりが見られる

規則別表第2に合わせて必要な箇所を修正

標準的な訓練内容等の見直し

職業訓練指導員試験の科目の見直し

各分野及び職業訓練等の有識者で構成する専門調査員会を設置し、検討した結果、以下について省令改正を行う。

1. ビジネス関連分野及びデザイン関連分野の訓練科について、訓練基準(教科の内容及び訓練時間数の配分等)の改正を行う。(規則別表第2)
2. 環境関連技術やエネルギーの効率的な利用に関する技術と電気分野の技術・技能を持つ高度な人材を育成するため、電気エネルギー制御分野における訓練科を新設する。(規則別表第6及び別表第7)
3. 「製版・印刷科」、「広告美術科」、「デザイン科」及び「貿易事務科」の職業訓練指導員試験について学科試験の科目の内容の改正を行う。(規則別表第11)

## 主な改正内容

### 1. ビジネス関連分野及びデザイン関連分野の訓練科について、訓練基準(教科の内容及び訓練時間数の配分等)の変更を行う。(規則別表第2)

ホワイトカラーの訓練科及び接客を行う訓練科を中心として、基礎的なコミュニケーション能力の不足が目立つことから、この能力を習得できるよう以下の訓練科に学科(コミュニケーション概論)と実技(コミュニケーション実習)を組み合わせるて追加する。

- オフィスビジネス系・・・訓練期間1年。一般的な事務及びOA機器の操作における技能・知識を習得する訓練科  
＜対象科＞電話交換科、経理事務科、一般事務科、OA事務科、貿易事務科
- 流通ビジネス系・・・訓練期間1年。商品の販売に関する接客及び商品の販売事務における技能・知識を習得する訓練科  
＜対象化科＞ショップマネジメント科、流通マネジメント科
- 接客サービス系・・・接客サービス業務及びこれに必要なOA機器等の取扱いにおける技能・知識を習得する訓練科  
＜対象科＞ホテル・旅館・レストラン科、観光ビジネス科

デザイン関連分野における知的財産権(著作権、意匠権等)がより重要となっているため、この知識を習得できるよう以下の訓練科に学科(関係法規)を追加する。

- デザイン系・・・訓練期間1年。デザインにおける技能・知識を習得する訓練科  
＜対象科＞工業デザイン科、商業デザイン科

写真等の画像加工技術がアナログからデジタルへ移行しつつあること、汎用パソコンを利用して印刷・製本を行う技術が主流となっているため、これらの能力を習得できるよう以下の訓練科に学科(コンピュータ概論)と実技(コンピュータ操作基本実習)を組み合わせる追加する。

- 印刷・製本系・・・訓練期間1年。製版、印刷及び製本における技能・知識を習得する訓練科  
＜対象科＞製版科、印刷科、製本科

## 主な改正内容

### 2. 環境関連技術やエネルギーの効率的な利用に関する技術と電気分野の技術・技能を持つ高度な人材を育成するため、電気エネルギー制御分野における訓練科を新設する。(規則別表第6及び別表第7)

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年10月9日法律第117号)及び平成22年3月12日閣議決定「地球温暖化対策基本法案」等により、より一層の温室効果ガスの排出削減及びエネルギーの使用の効率化(省エネ化)が求められている。また、新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)において、140万人の環境分野の新雇用を目標とするとともに、成長産業を中心に、必要な能力を備えた人材の育成・定着を着実に推進することとされている。



環境関連技術や省エネ化技術に精通した技術者の育成ニーズが増しつつあり、環境関連技術や省エネ化技術をより効果的に導入するには、関係する電気分野の技術にも精通している人材が必要であることから、これらの技術を一体的に習得するため、専門課程及び応用課程の高度職業訓練に以下の訓練科を新設する。

○専門課程に「電気エネルギー制御科」、応用課程に「生産電気システム技術科」をそれぞれ新設するとともに、必要な訓練基準を定める。

### 3. 「製版・印刷科」、「広告美術科」、「デザイン科」及び「貿易事務科」の職業訓練指導員試験について学科試験の科目の内容の改正を行う。(規則別表第11)

「製版・印刷科」の職業訓練指導員試験の学科試験の科目(指導方法及び関連学科(系基礎学科、専攻学科))のうち、関連学科の専攻学科の一部を改正。

○写真等の画像加工技術がアナログからデジタルに移行しつつある → 専攻学科のうち②写真理論に「デジタル画像」を追加。

「広告美術科」、「デザイン科」及び「貿易事務科」の学科試験の科目(指導方法及び関連学科(系基礎学科、専攻学科))について、近年の産業動向に合わせた技術・技能又は表現に改正。

## 職業訓練の種類

職業訓練の種類	訓練課程	訓練の概要	訓練期間及び総訓練時間	根拠条文
普通職業訓練	普通課程	中卒者等又は高卒者等に対して、将来多様な技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期の課程	高卒者等1年 総訓練時間1,400時間以上 中卒者等2年 総訓練時間2,800時間以上 かつ、1年につき概ね1,400時間	規則第10条 規則別表第2
	短期課程	在職労働者、離転職者等に対して、職業に必要な技能（高度の技能を除く。）・知識を習得させるための短期間の課程	6月以下 総訓練時間 12時間以上 ただし、管理監督者コースにあたっては、10時間以上	規則第11条 規則別表第3～5
高度職業訓練	専門課程	高卒者等に対して、将来職業に必要な高度の技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期の課程	高卒者等2年 総訓練時間 2,800時間以上 かつ、1年につき概ね1,400時間	規則第12条 規則別表第6
	専門短期課程	在職者労働者等に対して、職業に必要な高度の技能・知識等を習得させるための短期間の課程	6月以下 総訓練時間 12時間以上	規則第13条
	応用課程	専門課程修了者等に対して、将来職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期の課程	専門課程修了者等2年 総訓練時間 2,800時間以上 かつ、1年につき概ね1,400時間	規則第14条 規則別表第7
	応用短期課程	在職労働者等に対し、職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を習得させるための短期間の課程	1年以下 総訓練時間 60時間以上	規則第15条

※今回の改正の対象は、太字で囲った訓練課程である。

## 職業訓練指導員制度概要

### 1 職業訓練指導員免許制度

普通職業訓練（普通課程及び短期課程）を担当する職業訓練指導員は、一部例外を除き、原則として訓練科に対応する職種の職業訓練指導員免許（別表の 123 職種）を受けたものでなければならないこととなっている。（職業能力開発促進法第 28 条第 1 項）

職業訓練指導員免許は、以下①～③いずれかの交付要件を満たす者からの申請により都道府県知事より交付される。

① 職業能力開発総合大学校で行う長期課程又は専門課程を修了した者

② 職業訓練指導員試験に合格した者

③ ①、②と同等以上の能力を有すると認められる者（職業能力開発促進法施行規則第 39 条及び附則第 9 条第 1 項）

(ア) 免許職種に関し、一級又は単一等級の技能検定に合格した者で、厚生労働大臣の指定する講習（48 時間講習）を修了した者

(イ) 免許職種に関する学科を修めた者で工業等に関する高校教員免許を有する者

(ウ) (ア) の他、以下 (例) の要件を満たし、48 時間講習を修了した者

(例) ・ 免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者で実務経験 4 年以上

・ 免許職種に関し、普通課程の普通職業訓練を修了した者で実務経験 7 年以上

・ 学校教育法による大学卒業者（免許職種に関する学科を修めた者）で実務経験 2 年以上

・ 学校教育法による高等学校卒業者（免許職種に関する学科を修めた者）で実務経験 7 年以上

### 2 職業訓練指導員試験制度

職業訓練指導員試験の実施は平成 12 年度から各都道府県の自治事務と位置付けられている。

試験は学科試験と実技試験に分かれており、実施にあたっては全国的に同一水準が保たれる必要があることから、職業能力開発促進法施行規則別表第 11 において免許職種ごとに実施すべき試験科目を定めているほか、実施に関する指針を国が示している。

職業訓練指導員免許職種一覧（全 123 職種）

園芸科	縫製機械科	スレート科	電気通信科
造園科	織布科	建築板金科	電話交換科
森林環境保全科	織機調整科	防水科	事務科
鉄鋼科	染色科	サッシ・ガラス施工科	貿易事務科
鋳造科	ニット科	畳科	流通ビジネス科
鍛造科	洋裁科	インテリア科	写真科
熱処理科	洋服科	床仕上げ科	介護サービス科
塑性加工科	縫製科	表具科	理容科
溶接科	和裁科	左官・タイル科	美容科
構造物鉄工科	寝具科	築炉科	ホテル・旅館・レストラン科
金属表面処理科	帆布製品科	ブロック建築科	観光ビジネス科
機械科	木型科	熱絶縁科	日本料理科
電子科	木工科	冷凍空調機器科	中国料理科
電気科	工業包装科	配管科	西洋料理科
コンピュータ制御科	紙器科	住宅設備機器科	臨床検査科
発電電科	製版・印刷科	さく井科	フラワー装飾科
送配電科	製本科	土木科	メカトロニクス科
電気工事科	プラスチック製品科	測量科	情報処理科
自動車製造科	レザー加工科	建築物設備管理科	フォークリフト科
自動車整備科	ガラス科	ボイラー科	建築物衛生管理科
自動車車体整備科	ほうろう製品科	クレーン科	福祉工学科
航空機製造科	陶磁器科	建設機械運転科	
航空機整備科	石材科	港湾荷役科	
鉄道車両科	麺科	化学分析科	
造船科	パン・菓子科	公害検査科	
時計科	食肉科	木材工芸科	
光学ガラス科	水産物加工科	竹工芸科	
光学機器科	発酵科	漆器科	
計測機器科	建築科	貴金属・宝石科	
理化学機器科	枠組壁建築科	印章彫刻科	
製材機械科	とび科	塗装科	
内燃機関科	建設科	広告美術科	
建設機械科	プレハブ建築科	デザイン科	
農業機械科	屋根科	義肢装具科	



# 職業訓練基準の見直しの流れ(概要)

1年目

2年目

基礎研究

原案検討

諮問

省令改正

(独)雇用・能力開発機構職業能力開発総合大学校能力開発研究センターにおいて、職業訓練基準の見直しに係る基礎研究を行い報告書を作成。

見直し対象分野の学識経験者・有識者(大学教授、都道府県の職業訓練指導員等)を専門調査員として招聘し、基礎研究を基に見直し内容を検討、省令改正(案)を作成。

省令改正(案)について、労働政策審議会(職業能力開発分科会)へ諮問。

省令改正について、官報公告を行う。

## ○これまでの職業訓練基準の見直しについて

- ・ 平成19年度から平成23年度にかけて、5カ年で普通課程の全ての訓練科(144科)の職業訓練基準の見直しを検討。(前年度に基礎研究を実施。)
- ・ 平成19年度は電気・電子関連分野、平成20年度は建築・土木関連分野及び非金属加工関連分野、平成21年度は情報・通信関連分野、平成22年度はビジネス関連分野及びデザイン関連分野、平成23年度は機械・金属関連分野及び運搬機械運転関連分野の訓練科の職業訓練基準の見直し(予定)。

## ○平成24年度以降の見直し方針について

- ① 従前は5カ年で全ての分野の見直しを行っているところ、4カ年で見直しを行う。
- ② 技術革新が著しい情報・通信分野については、2年毎に見直しを行う。
- ③ 緊急性を伴うものについては、①、②に拠らず毎年見直しを行う。